

平成24年4月からの契約事務の見直し等について

高松市の契約監理課扱いの建設工事および測量・コンサルタント業務に係る契約案件について、平成24年4月1日以降公表分から、次のとおり見直します。

1 設計図書等の閲覧方法

設計図書につきましては、平成23年度発注案件まで、設計図書販売業者により有料で販売しておりましたが、平成24年度発注案件分からは、「かがわ電子入札システム」において、設計図書等の電子データを添付します。また、公告文などの入札関係書類についても、従来の契約監理課ホームページでの掲載から、一括して同システムに掲載することと取扱いを変更いたしますので御留意ください。

なお、契約監理課窓口での設計図書の閲覧につきましては、これまでどおり受け付けております。

2 入札スケジュール

入札後審査型制限付き一般競争入札および公募型指名競争入札における入札書提出期限を現行の期間から1日延長するとともに、最終日の提出時間（締切時刻）を、「午後5時まで」に変更します。

なお、最終日を除く、入札書提出期間中の受付時間は、現行どおり「午後10時まで」で変更ありません。

3 契約事務の窓口（工事は予定価格130万円超、委託は予定価格50万円超の案件）

区 分	平成23年度まで	平成24年度から
下水道事業	契約監理課	上下水道局 財務管理課 財産契約室 ※注

※注 下水道事業の工事・委託に関する入札・契約・検査業務が契約監理課から上下水道局に移管されることに伴い、同業務の適正な執行を行うため、平成24年4月1日に財務管理課に「財産契約室」（電話番号 087-839-2722）が設置されます。

4 下水道事業に係る手持件数の取扱い

前記3のとおり、下水道事業の契約事務の窓口が、上下水道局に移管されることに伴い、下水道事業の工事・委託の手持件数は、契約監理課経由分から除外し、上下水道局の手持件数として取り扱います。なお、経過措置として、下水道事業の契約済案件のうち平成23年度から平成24年度に繰越したものおよび債務負担を伴うものについては、当該工事等の竣工検査（検収）後まで契約監理課経由分の手持件数として取り扱うものとします。